平成26年(東)第4608号 和解仲介手続申立事件 平成27年(東)第2390号 同上 申 立 人 長谷川健一 ほか 被申立人 東京電力株式会社

抗議及び申入書

平成27年9月16日

〒105-0003 港区西新橋1-5-13第8東洋海事ビル9階 原子力損害賠償紛争解決センター 担当調査官 弁護士 池田 大介 先生

〒100-0005 千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 被申立人代理人 弁護士 棚村 友博 先生

申立人ら代理人 弁護士 河 合 弘 さ

同 弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 保 田 行 雄

(連絡先) 〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9さわだビル5階

東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

同 弁護士 只 野 靖

抗議及び申入の趣旨

- 1 被申立人は、住居確保損害の直接請求に対して、本和解仲介手続申立事件の取り下げを条件とせずに、支払え。
- 2 被申立人は、過去にも、同趣旨の対応をし、これを改める旨約束しておきながら、今回これに違背したものであり、今後の再発を防止するために、原因の 究明と再発防止策を、文書にて回答されたい。
- 3 貴センターにおいては、本和解仲介手続申立事件を理由とする直接請求の支 払い拒否といった事態が今後二度と生じないよう、被申立人に対し、厳重に指 導されたい。

抗議及び申入の理由る

- 1 申立人 以下「申立人 」という。)は、住居建築を予定しており住居確保損害の賠償請求を行うため、平成27年9月12日に被申立人補償相談室の電話窓口に問合せ、平成27年9月14日に回答の電話を受けました。担当者の回答の内容は、申立人 が飯舘村のA DR集団申立に参加しているため、ADRから抜けないと、住居確保損害の直接請求には応じられないとの旨の内容でした。

3 被申立人が、本和解仲介手続申立事件を行っていることを理由として直接請求の支払を拒否するといった事態が生ずるとすれば、貴センター総括基準10の趣旨に反することは明らかです。また、住居確保損害に関する請求の趣旨は、既払い分を除き住居確保損害の上限金額の支払いを無条件に求めるというものであり、直接請求と何ら矛盾するものではありません。

しかし、被申立人の上記回答は、本和解仲介手続申立事件を口実として、「A DRをしている被害者については、直接請求の支払いを拒否する」との取扱い をしているもので、これは不当な「嫌がらせ」というほかありません。

- 4 被申立人は、過去にも、本和解仲介手続申立事件の申立人について、ADR が継続していることを理由に直接請求が拒否された事例がありました。申立人 らからの抗議に対して、被申立人は、平成27年5月29日「被申立人においては、ADR手続の申立があり、これが継続していることを理由として直接請求のお支払いを拒否することは一切ございません」と文書にて述べられ謝罪しました。にも関わらず、被申立人は、今般同趣旨の拒否を行ったものであり、これは極めて遺憾であり、強く抗議します。
- 5 よって、被申立人は、本和解仲介手続申立事件を理由とする直接請求の支払 い拒否を直ちに解消するよう要求します。

また、今後の再発を防止するために、原因の究明と再発防止策を、文書にて回答されるよう要求します。

さらに、貴センターにおかれましても、ADRを理由とする直接請求の支払 い拒否といった事態が今後二度と生じないよう、被申立人に対し、厳重に指導 されるよう要請します。

尚、被申立人においては、9月25日までに本抗議及び申入書に対し、文書 にて回答するよう求めます。

以上